

# 令和5年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和5年12月26日（火）

【開会】 13時30分

【閉会】 14時38分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 田中 雅文

委員 石井 孝

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

委員 森川 多供子

## 【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 柴山 巖

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

学校教育部長 小澤 毅夫

健康給食推進室長 日笠 健二

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 鈴木 克彦

庶務課長 鷹觜 将行

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教育環境整備推進室担当課長 井川 秀雄

庶務課職員 金子 武史

教育環境整備推進室課長補佐 外山 裕一

青少年科学館長 久保 慎太郎

文化財課長 竹下 研

教職員人事課長 細見 勝典

文化財課課長補佐 小柳津 貴子

教職員人事課担当課長 本波 直人

文化財課職員 植松 伶衣

教職員人事課担当係長 宮嶋 恵太

庶務課課長補佐 葛山 久志

調査・委員会担当係長 高木 直子

書記 長谷川 俊太

## 【署名人】

委員 森川 多供子

委員 石井 孝

(13時30分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、13時30分から14時50分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

9月の定例会、10月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 4 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、傍聴することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

また、報道機関より撮影などの申出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条ただし書の規定により、ただ今から陳情審議に入るまでの間に限り、撮影などの許可をしてもよいで

しょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報道機関に限り、ただ今から陳情審議に入るまでの間、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条ただし書の規定により、会議中の撮影などの許可をいたします。

## 5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 3、報告事項No. 4及び議案第35号は、期日を指定して公表する必要がある事件であり、川崎市教育委員会会議規則第7条第4号に該当するため、報告事項No. 5、報告事項No. 6及び議案第34号は、人事、懲罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、川崎市教育委員会会議規則第7条第1号に該当するため、これらの議案等を非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、これらの議案等は非公開とすることに決定いたしました。

なお、報告事項No. 3、報告事項No. 4及び議案第35号につきましては、期日後は公表しても支障がないため会議録には掲載することといたします。

## 6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

森川委員と石井委員にお願いいたします。

報道機関の皆様方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

## 7 陳情審議

陳情第7号 川崎市稲田小学校におけるプールの注水事故を受けて今後の再発防止に関する陳情について

【小田嶋教育長】

それではまず、陳情審議に入ります。

「陳情第7号 川崎市稲田小学校におけるプールの注水事故を受けて今後の再発防止に関する陳情について」審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

#### 【井川教育環境整備推進室担当課長】

それでは、陳情第7号「川崎市稲田小学校におけるプールの注水事故を受けて今後の再発防止に関する陳情について」御説明いたします。

ファイルナンバー01-2の陳情第7号の資料を御覧ください。

初めに、「1 市立小学校のプールにおける水の流出事故の概要」でございますが、令和5年5月、市立稲田小学校において、プールの注水に際し、止水作業に失敗し、約2,200立方メートルの水を流出させた事故が発生。損害額の5割相当額を関係職員に賠償請求したものでございます。

次に、「2 プールの給排水等に関する取組の現状」として、「(1) プールの設置状況」でございますが、市内全175校のうちプールのある学校は162校で、ろ過装置のないプールは24校、屋上プールは71校、可動床のプールは7校となっており、それぞれ昭和42年度から平成30年度までの間に整備され、整備後30年を経過したプールが102施設ございます。

「(2) プールの給排水作業」でございますが、給排水に関する学校の教職員による主な作業といたしましては、プール清掃前の排水作業及び清掃後の給水作業、水位の調整作業、また、ろ過装置のないプールでは2週間に1回程度の水の入替え作業等がございます。特に清掃後の給水作業につきましては、2、3時間で満水になる学校がある一方で、10時間以上の長時間になる学校が多数あり、72時間かかるとする学校もございます。各校のばらつきも大きい状況です。

ページの下側、参考として、低圧電気取扱業務特別教育講習の受講が必要なブレーカーの操作でございますが、稲田小学校の水流出事故で教職員が行ったブレーカー操作について、労働安全衛生規則に規定されている特別教育を必要とする業務に該当するのではないかという指摘があったことから、学校の労働基準監督機関である人事委員会に問い合わせたところ、稲田小学校に設置されているブレーカーについては、法的には特別教育が必要なブレーカーに該当しないという見解であることを確認しております。

次に2ページ、「(3) プール及びプール関連設備に関する業務委託」でございますが、「ア 自家用電気工作物保安業務委託」といたしまして、プール附属電気設備のある学校について、プール使用前に(ア)から(オ)の点検を行っております。また、「イ 川崎市立学校プール清掃業務委託」を行うとともに、「ウ 市立学校プール等循環浄化装置保守点検業務委託」では、プールの循環浄化装置について、プール使用前及び使用後に保守点検を実施し、各対象学校の職員に対し装置及び装置附属機器についての取扱説明を行っているところでございます。

次に、3ページの「(4) 「学校水泳プールの安全管理マニュアル」の改定」でございますが、再発防止策の一環として、教職員が開閉栓の確認を徹底するよう、同マニュアルの一部を令和5年8月に改定したところございまして、改定箇所といたしましては、「ア プール使用時期の安全点検」の項目に、「給水栓の閉め忘れや漏水等がないよう、プールの日常点検において適切に管理する。その際には、必ず複数の教員で開閉栓の確認を行うとともに、管理職にその旨を報告する。」こと等を追加したところでございます。

次に、「3 教職員の負担軽減及び給水事故再発防止の取組について」として、「(1) 教職員の負担軽減に向けた取組について」でございますが、プール関連業務につきましても、教職員の負担軽減に資する取組を検討・推進していくこととしてございまして、今後、プール関連設備のブレーカー操作につきましては、「自家用電気工作物保安業務委託」等の対象業務に位置付け、民間の専門業者が行うこととし、教職員が行うことのないようにしてまいります。また、「市立学校プール等循環浄化装置保守点検業務委託」の対象業務として、受託業者は教職員に対し装置及び装置附属機器の取扱説明を行うこととしていることから、教職員は点検作業の立会い、現在の見直し作業を進めている操作マニュアル等の内容を踏まえ、給水も含めた装置操作方法を確認するよう徹底してまいります。

次に4ページ、「(2) マニュアル等の見直しについて」でございますが、本年8月に改定した「学校水泳プールの安全管理マニュアル」に基づき、日常の点検リストを活用したプール水の管理、複数の教職員による確認、管理職への報告を徹底するよう研修等で周知していくとともに、各学校において確実な操作が可能となるよう、専門業者が確認した注意事項やひな形等に即し、操作マニュアル等の見直し、整備確認を行ってまいります。

次に、「4 陳情の要旨に対する本市の考え方について」でございますが、「(1) 川崎市小中学校のプールの注水、プールの使用時期及びその1月前後の定期設備点検」のうち、「ア プールの注水」につきましては、学校によって満水までに要する時間が大きく異なることや、長時間になる学校が多数あること、給排水装置やプールの使用開始日、終了日に違いがあること、そうした中で別途委託している清掃業務や循環浄化装置保守点検業務との日程調整が必要になることなど、複数校巡回方式で民間委託するにも調整を要する課題が複雑かつ輻輳している状況にあります。また、満水までに数時間要するプールの場合、待機時間が発生することから、1校常駐方式も含め、効率的・効果的な民間委託を行う上での課題も大きく、プールの給水作業につきましては、基本的には引き続き学校において対応することとしてまいります。一方で、稲田小学校における水流出事故がプールの給水時に発生したものであることから、3に挙げた取組を実施し、教職員の負担軽減と事故の再発防止を図ってまいります。

「イ プールの使用時期及びその1月前後の定期設備点検」につきましては、現在もプール附属電気設備につきましては、プール使用前の設備点検及び2か月に1回の点検等を、プール等循環浄化装置につきましては、プール使用前及び使用後に保守点検を実施しているところでございますので、今後も引き続き民間の専門業者による定期的な設備点検を実施し、設備の不備・不具合による事故発生の未然防止を図ってまいります。

次に、「(2) 川崎市内全ての小中学校へ段階的に推し進めること」についてでございますが、4、(1)で御説明いたしましたとおり、プールの注水につきましては、民間委託には課題が多く、困難な状況であり、定期設備点検については既に実施済みでございます。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

説明は以上ということです。

それでは、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

森川委員。

### 【森川委員】

御説明ありがとうございます。

私自身は、この問題がとても長引いていることを懸念してしまして、学校側の子どもたちの環境が1日でも早く落ち着いてほしいと願うばかりなのですが、このプールの業者への給排水の委託に関してなんですけど、プールの授業、現状学校ではプールの授業は水の量が多いときは6年生が入って行って、だんだん水が減って行ってから、可動式の床の底のこのプールは違うんですけど、大体そうでないので、水の量が減ったら低学年、また水の量を増やして高学年、だんだん低学年。ですが、最近は温暖化の影響なのか、あまりに気温高くて、雨でもないけど気温が高過ぎてプールに入れないというのも、今年だけでも私は3、4回経験しているんですね。なので、結局そうすると最後、プールの授業の終わりの1週間ぐらい前に調整をするんです。入れなかった学年を優先的にプログラムを変更して入れてあげようという調整に入るので、結局のところ、給排水、もう今現在先生方がやってくださって、何とか子どもたちを同じようにプールに入れてあげているという現状なので。なので、業者さんのそれを待っていたら、その繊細な対応、子どもに向けての繊細な対応ができるのかなという不安と、ただ、もちろん先生方の御負担が軽減することがもちろん一番大事ですけども、ただ、子どもたちの同じように学べるということに関して、少し業者が来ないから駄目なんだって2年生とか、そういう日が来てしまうのもちょっと懸念をしております。

以上です。

### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員どうぞ

### 【野村委員】

御説明ありがとうございます。

お尋ねしたいんですけども、外部に委託をするに当たって、長いところだと給水に72時間かかるような学校もあるということで、そういう学校は「じゃあ日中ためておいて」という繰り返しがあるからこそ長引いていると思うんですが、委託がより複雑になるんじゃないかと予想されます。逆に考えると、注水に時間がかかるようなシステムの学校こそ、年数がたつにつれて、例えばその施設の改装が必要だったりとか、新たにプールを造り替える必要があったりとか、そういう順番が早く来やすいはず。そうなったときにはもちろんそういう学校こそ、じゃあ民間に委託しようかという検討に入る可能性が高いとも言えるというふうに考えていいんでしょうか。

### 【井川教育環境整備推進室担当課長】

今、御質問がございましたとおり、今、学校のプールだけで老朽化があった場合に建て替えをしたりとか取替えをしたりということはやっていなくて、建物そのものの建て替えのときに合わせてやっていますけれども、少なくともやはり古いものから順にやっているという状況でございます。それも、今は建物を造り替えるときに、もう最初にプールを造ることありきではなくて、

御指摘がありましたように、民間プールを活用していくというようなこともまず検討することとさせていただきます。既に宮前区の西有馬小学校でありますとか既にやっておりますけれども、大変好評をいただいている部分もありますので、そういったところの負担が大きいところは、できればそういう形での移行ということも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか、野村委員。

**【野村委員】**

はい。

**【小田嶋教育長】**

ほかには。

芳川委員。

**【芳川委員】**

御説明ありがとうございました。

資料の中を見ますと、プールの給排水作業は建物管理業者委託にお願いしていると思うんですが、プールの清掃とかに合わせてそのような形で一括でやっていただく、委託することは難しいでしょうか。

**【井川教育環境整備推進室担当課長】**

御質問ありがとうございます。

学校は全部の学校の中で建物管理業務委託というものを導入している学校がございます、これについては建物に関する様々な衛生面だとか、そういったものの保守管理を一括して委託しております。こうした学校には常駐の外部の民間職員がおりますので、給水についても実施をしているという状況になります。大多数のそのほかの学校は、それとは別に個別に委託をしている状況でございます、清掃と合わせて入れるということも考えられるんですけども、先ほども野村委員からお話がありましたように、給水に時間が長くかかる場所は清掃後すぐに満水にならないということがございますので、やはり清掃業者にもヒアリングをしてみたんですけども、2回、3回来なければいけなくなるとすると金額面でのもちろん費用もかかってくるということと、その業者については、自分のところでその人工を出すのが難しいというようなお話も伺っているところでございます。

以上でございます。

**【芳川委員】**

はい。分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ちなみに今の建物の管理委託をしている学校、割と新しい学校で、はるひ野小・中学校ですとか橘高校、あと川崎高校とその附属中、そういった学校では常駐の管理人が全体的な管理を委託していて、その中でプールのこともやってもらっているという状況もあるということです。

森川委員、すみません、どうぞ。

**【森川委員】**

ありがとうございます。

ちょっとごめんなさい、少し本質からずれちゃうかもしれないんですけど、私この問題になってから改めて感じたんですが、小学校は避難所認定されているんですね。でもプールについて避難所運営会議等でお話が出たことはありません。ですが、もしも本当に緊急時の避難所になった場合に、急遽水を抜かなければ夜見張りがいないと危険な場合もあるかもしれないということに思い当たりました。なので、学校水泳プールの安全管理マニュアルについては、何というんですか、どなたでも分かりやすいマニュアルをどなたでも目につくところに設置することも、学校の先生方、教職員の方だけではなく、いつか地域の方の何かのためにというのもちよっと踏まえて作っていただけたらありがたいなと地域の者として思います。

**【井川教育環境整備推進室担当課長】**

ありがとうございます。

学校水泳プールの安全管理マニュアルにつきましては、主にプールの授業を行うときに子どもたちの安全面だとかに配慮するということがメインとなっております。それと併せて日常的な管理になります。それとは別に、この機器を操作するためのマニュアルというものも、従来7月に調査したところ4割の学校がまだ整備されていないということがありましたので、そこについては完全に整備されるようにしていくということで今取組をしておりますことと、誰でも操作ができることが大事だと思っておりますので、その方向で取組を進めているところでございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

先ほどのお話の中で、業者委託をしようとした場合に、コストの問題があるにしても、それとは別に人の確保がかなり難しいというお話があったと思います。例えばかなりトレーニングを受けた専門的な人材でなければできないんだとすると、非常にやっぱり人の確保が難しいと思うんですが、マニュアルがしっかりしていて、ある程度の方であればできるという業務であれば、業者ではなくてもシルバー人材センターに登録しているような高齢者の方にお問い合わせということも可能なのではないかという気もするんですけども、その辺りは御検討されましたでしょうか。

**【井川教育環境整備推進室担当課長】**



実際にシルバー人材センターと相談したわけではございませんけれども、この操作自体については教職員もマニュアルを見れば、これから整備するマニュアルをしっかりと見ればどなたでも操作できるというものだと思っております。ただ、実態上として、今回、陳情の御提案にもありましたけれども、複数校を巡回するですとか、そもそもこのプールの満水までの時間が長くかかってしまって、その間の対応をどうするかだとか、実務をやること自体が大分業者の委託の困難な壁となっておりますので、そういう点については、人材面というよりも、そういった委託するやり方ということも非常に大きな壁になっていると考えているところでございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

**【石井委員】**

事務局の説明であるとか委員の皆様の御質問とか、なかなか注水を民間に委託するというのは課題があるのかなというふうに感じました。あともう一方で、今回の事故も含めまして、全体として組織対応という部分で不十分な部分があったのかなというふうに感じています。それはその現場で今回作業した先生から、そういった報告が上がるとか、その報告に基づいて確認をするとか、今回ミスが出たわけなんですけど、そのリカバリーですとか、そういった部分が不十分だったのかなというふうに感じております。御説明の中でもあったんですけども、再発防止ということ、そういう観点から、今、現在学校水泳プールの安全管理マニュアルを改定されたというその中身の中でも、複数の方で栓の確認を行うとか、そういった確認の事実を管理職に報告するであるとか、いろいろなリストにも給水栓を追加して、組織全体として対応していくという点では、この事故を契機に強化されてきているのではないかなというふうに感じました。業者に委託するというのもかなり課題があるという中では、組織として対応していく面では非常に重要な部分であって、そういったところが手当てをされてきて、またこれがリカバリー、ミスはどうしてもあるという前提で考えなくてはいけないと思いますので、そういった対応にも生きてくると思いますので、そんなことも考えると、この難しい民間に委託する課題をまず組織的に改善していつているというのも僕としては評価できる点ではないかなというふうに感じています。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

皆さんから御質問、御意見をいただきまして、先ほど森川委員からも小学校のプール指導の実態を考えたとき、業者委託することへの懸念、今、石井委員からも業者委託の課題ということでありましたけれども、改めてこの陳情の取扱いについて御意見を伺いたいと思いますので、お願いいたします。

田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

この問題については、何といたっても先生方が日頃の子どもたちへの教育活動に、全面的に専念していただきたい。そのためにできるだけほかのところは仕事を軽減していくようにしたいというのがもう根本的なことだと思います。そういうことから見たときに、今の御説明や質疑応答の中にありましたように、プールの水管理全体については、かなりの部分業者委託をされているということと、それから、ただそうはいても、注水部分についてはどうしてもやはり学校での対応、きめ細かい、日々のその都度の対応を含めやらなければいけないというのもよく分かりました。しかし、特定の先生にこれを全面的に預けるとするのは、やはりどうしても先生方それぞれ日々の教育活動の中で、この日はとにかく子どもたちが大変だったので、もうそれでいっぱいだというときに、プールの水の注水の仕事もあるとうっかりということも当然あり得ると思うんですね。ですので、今の御説明の中にもありましたけれども、特定の先生だけではなくて、学校教職員全体でやっていくという体制をきちんと整えていくということ。そしてまたマニュアルも更に整備していくというお話もありました。そういう中で、全体的には業者委託の部分がかかなりあるということと、どうしても学校でやらなければいけない注水部分だけは、特定の先生だけではなくて、学校組織全体でやりながらまたマニュアルも整備していくというような方向、そのお話も今日伺いましたので、今回の陳情につきましては不採択としながら、今後更にこのプールの水の管理を事故なくやっていけるように、教育委員会、そしてまた学校と協力しながら進めていければいいというふうに思いました。ということで、今回の陳情につきましては不採択というのが妥当ではないかというふうに考えました。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

はい。ありがとうございます。

田中委員から不採択ということで御意見を伺いました。ほかの方がいかがでしょうか。

それでは、野村委員どうぞ。

#### 【野村委員】

私もこれまでの説明を聞かせていただきますと、やはりきめ細かな対応が必要なプールの水を入れるという部分に関して、どうしても委託が難しいというところも理解して、かえって委託することによって、子どもたちの授業にどう影響するかというところを、そのバランスを考えますと、その部分は委託することが現状では難しいということが分かりましたので、不採択というところに関しては賛同します。

ただ、この不採択とともに一つ申し添えておきたいなと思うところがありまして、恐らくこの問題が度々請願や陳情をいただくということには、皆さん共通した背景があるんじゃないかなというふうに考えているんですね。それは、お一人ひとり伺ったわけではないので本当のところは分かりませんが、私が一市民として思うことは、先生や校長先生に賠償の責任を負っていただいたことによって、そこがクローズアップされたことによって、もしかしたら私たちが組織として反省することをなくして、個人に責任を押しつけるような体質になってしまわないかというおそれに対するお声だと思うんですね。このように請願や陳情をいただいて、我々はこういうふうに考えているというふうに、こうやってお話しする場をむしろいただいている、くださっていると思っていて、本来は行政としては、それはあんまりすてきな姿ではないのかなと思っていて、こ

れほど皆さんに注目をされたことであり、それから私たちも組織的な対応としてのマニュアルの整備が行き届いていないところが4割近くあったことなんかでも言いますと、私たちもちろん反省すべきところがあったはずなんですよね。そこを私たち発信で、市民の皆さんに説明をしたりとか、じゃあ今後どうするかというところ、陳情や請願でもなく、私たちから発するものとして、じゃあ今後どういう整備をしていきたいと思いますかということ、具体的に計画を出して、今は難しくても、こういう可能性で民間委託ができるかもしれないよねとか、そういう話が私たちから来れば、もう少し信頼していただけるのかなと。あと、それから現場で働いている先生方もマニュアルをつくったよとか、つくってね、守ってねというのでは、やはり負担を抱えている先生方からすると、ああ、業務が増える一方だなという負担感も拭えないんじゃないかなというふうに思うんです。私たちは一緒にやっていくはずで、一緒に歩んでいるはずなのに、その思いの行き違いが、ああ、仕事が増えちゃったとか、ああ、また個人に押しつけられるんじゃないか、そういう思いになってしまったらすごくもったいないと思うので、何というか、だからどうというのは難しいんですけど、私たちから説明していったりとか、お願いするからには、現場の先生方からもう少しお声をいただいて、どうしてほしいのかということをしつこく取っていくということが必要なのかなと。すみません、一保護者ならではなんですけれども、そんなふうに思いました。先生が安心して働いていただいて、子どもにも、個人に責任を押しつけられるものではなくて、みんなで支えていくものなんだよということを大人が見せていくことで、その背中を子どもに見てほしいと思うので、外部からの刺激で動く組織だけじゃなくて、私たちから改善、自浄していく力を持っている川崎市なんだというところを、これを機にお見せできるように動いていくべきなんではないかなというふうに思っています。その上で全く意図に沿ったことができるわけではないので、どうしても今回は不採択になりますが、趣旨としては賛同できる場所がありますので、その気持ちはずっと酌み続けていきたいと思っています。

すみません。長くなりました。

#### 【小田嶋教育長】

はい。ありがとうございます。取扱いとしては不採択ということで御意見をいただきました。芳川委員どうぞ。

#### 【芳川委員】

結論としては、不採択が妥当かなと思っているんですけども、個人的に思っていることなんですけど、まずこのような陳情がいくつも出ていることが実はとても大事な事かなというふうに思っていて、ましてや今回は、再発防止のためにということですので、今までの陳情とまた違う観点で非常にいい形で提案してくださったなど、何かとても感謝したいなというのがまず読んだ感じで思っておりました。

実は、教員の働き方改革にずっと興味関心があるので、前も発言したことがあると思うんですけども、果たしてこの作業は教員の仕事なんだろうかというところも、実は考えながらいたんですけども、たまたま昨日テレビを見ていましたら、御存じの方が多いと思うんですが、学校のすぐそばに大きな火災があったんですね、非常に繁華街の中で。そこで場面を見たら、学校のプールから出水していたんですよ。あ、そこは実は、プールはそういう役割もあるんだなというふうにちょっと改めて感じまして、先ほど森川委員のお話にもありましたように、実は表は出て

いないんですけども、学校は避難場所にもなったりとかしていきますので、そうなりますと、いろんな意味合いで、単に教育施設だけではなく、防災の面からでもとても大切な役割があるとなってくると、学校の中で誰かが随時いろんな施設のいろんなものを動かすべを知ることって、実はとても大事なのかなというふうに思っていますと、先ほど石井委員のほうから、組織的な対応というお話があるんですが、そういう観点からでも、実は組織的な対応をしていて、何が起きても一人の先生にということではなくて、学校全員が動けることというのは、多分これは同じような面も、一見防災と今回の事件と何の関係もないような感じですが、実はつながっているんじゃないかというふうに思っています。となってくると、外部の業者というのは、とても確かに、確実にしていただけるかもしれませんが、いざ何かのときに果たしてすぐ駆けつけていただけるのかと、大規模な災害になっていくと、多分それは無理なのかなというふうに思いますので、そうなってくると、やはり学校全体がそれについて対処できることというのは大事だなというふうに思いました。ただし、先ほど委員の皆さんがおっしゃったように、一人ということではなく、組織的な対応ということを大事にしたいなと思います。そのほかに陳情の中で特に言っていることは、1か月前後の定期点検ということは、既に大部分でやっていたらっしゃるんだろうなというふうに思いましたので、そういう意味では既に行っていることと、あと今回のことを考えても、ちょっと外部ではなく、できたらそのときの対応でやっていただきたいという意味で不採択とさせていただきたいと思います。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。お三方から御意見をいただきました。

今回の事件、またこの陳情をきっかけに、それぞれ皆さんいろいろな視点から我々がすべきこと、学校がすべきことをまた御意見としていただいたかなと思います。

私のほうで、今までのやり取りから確認できたことを改めてちょっと共有したいと思います。一つ目としては、プールの注水を委託することにつきましては、学校によっていろいろな事情の違いがある。給排水装置や給水に要する期間等の違いと、また別途委託しています業務があるんですが、清掃業務や循環浄化装置保守点検業務、そういった業務との日程調整などが必要になるなど、実施に向けた調整を要する課題が非常に複雑で重なり合って、輻輳しているという状況であり、効率的・効果的な民間委託を行う上では課題が大きいということ、これが一つ目です。

二つ目として、定期設備点検につきましては、既に民間の専門業者による定期的な設備点検が実施されているということ。

三つ目につきましては、再発防止に向けた取組につきましても、ブレーカー操作を委託の対象業務に位置づけたりとか、また教員以外の職員も含めた協力体制を構築するなど、教員の負担軽減に資する取組が今検討され推進されようとしていること。以上のことが確認できたと思います。

以上の点から考えますと、皆さんの御発言にもありましたように、本陳情の理由につきましては、教職員の職務外の職責の軽減というその願意は十分理解できるんですが、取扱いといたしましては、今挙げた三つのことによりまして、特に注水作業の委託は実態として困難な状況であるということから不採択としたいと考えますが、不採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

## 8 報告事項 I

### 報告事項No. 1 川崎市地域文化財顕彰制度における第6回川崎市地域文化財の決定について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 川崎市地域文化財顕彰制度における第6回川崎市地域文化財の決定について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【竹下文化財課長】

よろしくお願いたします。

報告事項No. 1 「川崎市地域文化財顕彰制度における第6回川崎市地域文化財の決定について」御報告いたします。

お手元の資料のファイルナンバー02、1ページを御覧ください。

初めに、「1 川崎市地域文化財顕彰制度の概要」について、「(1)趣旨」でございますけれども、川崎市内で市民生活、市民文化や地域風土に根差して継承されてきた文化財を川崎市地域文化財として顕彰し、記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的として、平成29年12月に創設したものでございます。

「(2)地域文化財の対象」は、法令・条例により指定・登録等がされていない文化財でございます。

「(3)地域文化財候補の選出及び決定」でございますが、市民団体等からの推薦を受け、教育委員会事務局文化財課で候補文化財を精査し、文化財審議会での意見聴取を経て教育長が決定するものでございます。

続いて、「2 第6回地域文化財の決定」についてでございますが、令和5年4月1日から6月30日までを募集期間として推薦を募ったところ27件の推薦がございました。推薦された文化財について、文化財課で現地調査や所有者へのヒアリング等を実施し、推薦内容を精査した上で今回の地域文化財として27件を決定したものでございます。

「3 今後のスケジュール」でございますが、本日の教育委員会への報告後、市議会への報告及び報道機関への公表を予定しているところでございます。

2ページを御覧ください。このたび決定いたしました川崎市地域文化財27件の一覧表でございます。資料右側の写真を基にいくつか紹介させていただきますと、一覧表記載の整理番号4番、こちらは菅町会の会館屋上に移設・保存されています火の見やぐらです。8番の泉田二君功德碑は、本年起立400年を迎えました東海道川崎宿に関係する資料。12番は市制100周年を迎えまして、川崎市の初代市長の顕彰碑でございます。14番の岡上神社覆殿内の水盤ほか、麻生

区からは岡上神社に所在する文化財10件の推薦がございました。26番は大師穴で、多摩区妙楽寺の裏山にある横穴墓でございます。

3ページ以降、こちらは川崎市地域文化財顕彰制度要綱を添付しておりますので、併せて御参照願います。

地域文化財は制度創設以来、今回6回目の決定により総数が240件となりました。今後もホームページや案内パンフレットなどによる普及啓発に努め、市民の理解と関心をより高めていく取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。

参考までに、これまでに決定した資料につきましては、6ページ以降にガイドブックを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

田中委員。

#### 【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。

以前もお聞きしたことがあるように思うんですけども、地域的なバランスと申しますか、少し偏りがあるというか、特定の区に多いような気がして今見ていたんですけども、これが市民団体からの推薦というのをベースにしているの、これらの区にはそういう熱心な市民団体の活動が多いというふうに理解したらいいのか、それとも実際に、やはりそういう文化財になるようなものが多いのがこれらの地域なんだというふうに理解したほうがいいのか、その辺りは何かお分かりのことがあれば教えていただけるといいでしょうか。

#### 【竹下文化財課長】

二つの面があると思っております、一つはお話のように、川崎7区それぞれにそれぞれの形で地域の文化財に目を向けて、それを自分たちも楽しみ、それから他の市民の方にも伝えていこうという活動をされているグループが多々ございます。そちらのほうにまず趣旨を、この地域文化財というものの考え方をまず十分理解をしていただいて、それに賛同していただき、うちの近所にはこういった文化財がありますとか、こういった形でふだんから活動していますよというところをうまくつなげて情報、推薦をいただくということを今までもしております、その中で、積極的に今年はいろいろと団体のほうでも動けるので、こういったものをちょっと精力的にやってみましょうという提案があったりとか、一方でちょっとコロナだとかもありましたので、その間、少し推薦が減っているところもありますけれども、そういった中でこれまでもやってきております。例えば小さい幸区ですとか、大きな区、そういったところによって若干文化財的なものの所在も違いますけれども、やはりどのような形で光を当てるかということで、あまり目を向けられていなかったものについても、文化財としての地域を知る価値があるものもどんどん見つかっていますので、そういったところで、もう一つの面として、例えば今回推薦が多かったのが川崎区ですとか麻生区で、まとめて出していただきましたけれども、今後もまた何々区でこういう文化財もあるので推薦いただけませんかとか、そういったお声がけをしながら、改めてこの地域

文化財の趣旨を徹底しながら、今までもう二百いくつになってきましたけれども、決めるだけではなくて、それに光を当てて、より地域の方に知っていただくという取組も進めていきたいと思っています。

長くなりましたが、以上です。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか、田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

はい。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

**【芳川委員】**

御報告ありがとうございました。

様々な地域文化財があって、非常に豊かな川崎だなというふうに思っていますが、推薦を受けた後、いわゆるそういう保有者たちはどのような活動になっていくのかとか、その後のことを教えていただければありがたいです。

**【竹下文化財課長】**

既にたくさんの地域文化財が決定しておりますけれども、例えば、推薦をしていただいた団体のほうで、文化財の解説板を作っていただいて、実はこの制度自体にそういった金銭的な助成制度はないんですけれども、地域文化財に決定したということで、それをぜひ地域の方へということで、地域で自主的に簡単な解説板を作っていただいている団体はいくつもございまして、それをホームページに上げていただくことによりまして、まち歩きだとかの方がそれを目にして、こういうものがあつたというようなことを、いろいろSNSだとかに上げたりされているところもありますので、そういった取組は非常に重要だと思っておりますし、我々のほうもホームページのほうには最小限の情報は載せておりますけれども、引き続き充実をさせていく必要があるかなと思っております。

**【芳川委員】**

はい。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

**【森川委員】**

ありがとうございました。

ちょっと教えていただきたいんですけど、私、宮前区なんですけど、何かもうちょっとあるな宮前区とちょっと思ったりしたもので、これはどういった形で応募というか、今現在こういうのを応募していますよと、特に助成金がいるとかそういったものではないので、それぞれのものに対して地域で守っていく方たちが、熱心な方たちがいらっしゃるので、どういった形で応募を公表していらっしゃるのか、そういう情報が届いていないだけの方もいらっしゃるかなとちょっと思うので、それを教えていただけたらと思います。

**【竹下文化財課長】**

今回、第6回目の募集をして決定をしておりますけれども、今回も4月1日から約3か月間募集の期間を取りまして、施設のほうにこのようなチラシを配りまして、顕彰制度というのは地域の方にこういうものなんですよ、今までこういった地域文化財が決定をされています、というものを見ていただきながら、これを見て団体の方にも、じゃあうちもこういったものがあるとか、そういう視点で見ていただくというところで、もちろん紙のチラシだけではありませんので、報道のほうの発信の力もいただいたりとか、市のホームページだとかでPRをして募集をかけているところでございます。

**【森川委員】**

ありがとうございました。分かりました。私ももっと宣伝をします。ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

**報告事項No. 2 陳情第3号・第4号・第5号の報告について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項No. 2 陳情第3号、第4号、第5号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

**【伊藤庶務課担当課長】**

それでは、報告事項No. 2「陳情第3号、第4号、第5号の報告について」御説明させていただきますので、ファイルナンバー03、報告事項No. 2のファイルをお開きください。

教育委員会宛ての陳情3件を受け付けましたが、いずれも教育委員会に御報告する前に陳情者から取下願が出され、それを受け付けましたので御報告するものでございます。

陳情書の受理年月日、件名、陳情者、取下願受理年月日は表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。



**【小田嶋教育長】**

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

傍聴人の方に申し上げます。これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室いただくようお願いいたします。

<以下、非公開>

**9 報告事項Ⅱ**

**報告事項No. 3 令和5年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施について**

**【小田嶋教育長】**

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 3 令和5年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

**【鷹嘴庶務課長】**

それでは、報告事項No. 3「令和5年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施について」御説明申し上げます。

お手元のタブレット端末のファイルナンバー4-1、報告事項No. 3を御覧ください。

初めに、「1 趣旨」でございますが、青少年科学館において、博物館活動の効率的・効果的な事業を推進し、市民サービスの向上に向けて専門的な知識・技能・経験を有する人材を確保するため学芸員の採用選考を行うものでございます。

次に、「2 選考区分及び採用予定人数等」でございますが、選考区分を「天文」とし、勤務地が青少年科学館の学芸員を1名程度募集いたします。

次に、「3 採用年月日」でございますが、令和6年4月1日となります。

次に、「4 申込受付期間」でございますが、令和5年12月27日水曜日から令和6年1月16日火曜日までといたします。

次に、「5 選考日程等」でございますが、令和6年1月28日日曜日に川崎市役所第4庁舎におきまして記述式の専門試験と面接試験を実施いたします。

次に、「6 合格発表」でございますが、令和6年2月19日月曜日に合格者に文書で通知をするとともに、教育委員会ホームページにおいて合格者の受験番号を掲載いたします。

最後に、「7 受験案内の配付」でございますが、受験案内につきましては、かわさき情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で配付をいたします。また、選考試験の実施につきましては、教育委員会ホームページにおいても掲載をいたします。

なお、報告事項No. 3資料として受験案内を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

何か御質問等がございますでしょうか。  
よろしいですか。

**【田中教育長職務代理者】**

学芸員の件なんですけれども、これは令和6年4月1日からということで、学芸員というのはあれだったのでしょうか、制度上、新卒の方がこれで応募して、それで採用されたときにすぐに学芸員として仕事ができるのでしょうか。その場合、今、学芸員の課程を持っている大学にもかなりこの情報は知らせているというふうに理解していいのでしょうか。念のための確認です。

**【小田嶋教育長】**

お願いします。

**【久保青少年科学館長】**

青少年科学館長をしております久保と申します。

そうですね、今、学生の方であっても学芸員の資格の取得の見込みの方も応募することができますので、その場合には4月1日から「かわさき宙と緑の科学館」において、主に天文分野の担当の学芸員として勤務していただくという形になってございます。あと、募集の状況なんですけれども、今、ここに記載しているとおり、今のところかわさき情報プラザと区役所、市民館、図書館等となっておりますので、今伺った御意見を参考にしながら、そこを検討していきたいというふうに思います。

**【田中教育長職務代理者】**

はい。分かりました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはございますか。  
よろしいでしょうか。  
それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

**報告事項No. 4 令和5年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項No. 4 令和5年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

**【鷹嘴庶務課長】**

それでは、引き続き報告事項No. 4「令和5年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について」御説明申し上げます。

お手元のタブレット端末のファイルナンバー5-1、報告事項No. 4を御覧ください。

初めに、「1 趣旨」でございますが、文化財課の業務におきまして、埋蔵文化財行政の効率的・効果的な事業を推進し、市民サービスの向上に向けて専門的な知識・技能・経験を有する人材を確保するため、任期付職員（学芸員）の採用選考を行うものでございます。

次に、「2 選考区分及び採用予定人数等」でございますが、選考区分を埋蔵文化財A、埋蔵文化財Bといたしまして、埋蔵文化財Aを1名程度、埋蔵文化財Bを2名程度募集し、勤務地を文化財課といたします。

次に、「3 任用期間」でございますが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

次に、「4 申込受付期間」でございますが、令和5年12月27日水曜日から令和6年1月16日火曜日までといたします。

次に、「5 選考日程等」でございますが、令和6年2月4日日曜日に川崎市役所第4庁舎におきまして記述式の専門試験と面接試験を実施をいたします。

次に、「6 合格発表」でございますが、令和6年2月26日月曜日に合格者宛て文書で通知するとともに、教育委員会ホームページにおきまして合格者の受験番号を掲載をいたします。

最後に、「7 受験案内の配付」でございますが、受験案内につきましては、かわさき情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で配付をいたします。また、選考試験の実施につきましては、教育委員会ホームページにおきまして掲載をいたします。

なお、報告事項No. 4資料といたしまして、受験案内を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますでしょうか。

お願いします。

#### 【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

ちょっとさっきとの関連でなんですけれども、こちらについても、学生の場合、できれば任期付ではない就職を望む学生が多いんだとは思いますが、たまたま就活のいろんな状況の中で、まだ決まっていないとか、とりあえず5年間はやってみたいという学生もいる可能性がありますので、分野によって、こういう先ほどの青少年科学館もそうですけど、学芸員の場合は分野によって、ただ資格課程があるからいいというのではなくて、やっぱり学部学科の専門分野が大事だと思いますので、当然そこは選ばなければいけません、文化財のこれに関係する分野を持っている大学で学芸員課程があるところには積極的にPRしていいんじゃないかなと思いました。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

じゃあコメントありますか。

**【鷹觜庶務課長】**

ありがとうございます。

先ほどの天文分野と合わせまして、その辺はこちらのほうで注意させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項N o. 4は終了といたします。

**報告事項N o. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

鷹觜庶務課長が説明した。

報告事項N o. 5は承認された。

**報告事項N o. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

本波教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項N o. 6は承認された。

**10 議事事項**

**議案第34号 人事について**

本波教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第34号は可決された。

**議案第35号 川崎市重要郷土資料指定に係る諮問について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「議案第35号 川崎市重要郷土資料指定に係る諮問について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

**【竹下文化財課長】**

お願いいたします。

議案第35号「川崎市重要郷土資料に係る諮問について」御説明いたします。

ファイルナンバー06-1、議案書のほうをお開きください。2ページになります。

「1 内容」でございますが、このたび文化財所有者である個人から令和5年11月29日付けで指定申請書が提出されたことから、川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、木造食行身祿坐像及び市ノ坪の富士講関係資料を川崎市重要郷土資料として指定することについて、川崎市文化財審議会へ諮問することをお諮りするものです。

「2 市重要郷土資料指定候補」でございますが、名称及び数量は木造食行身祿坐像及び市ノ坪の富士講関係資料の一括、所在地は川崎市中原区市ノ坪、所有者は個人、指定区分は川崎市重要郷土資料、年代は江戸時代でございます。

次に、3ページを御覧ください。諮問書（案）でございます。本日、御承認をいただきましたら、この案のとおり川崎市文化財審議会に諮問し手続きを進めてまいります。

指定候補の木造食行身祿坐像及び市ノ坪の富士講資料について御説明いたします。ファイルナンバー06-2、こちらをお開きください。

参考資料のまず1ページ目、1になります。1を御覧ください。

まず、「1 食行身祿とは」、元禄元年に江戸で富士行者・月行に弟子入りをして修行を積み、享保18年に庶民救済と世直しを祈願して、富士山の烏帽子岩で31日間の断食行を行い、そのまま入定しました。身祿の死後、元文元年に身祿の弟子が講を興したのが富士講の始まりとされております。彼らの布教により、食行身祿は救世主かつ富士信仰の偉大な先駆者として信者の崇敬を集め、江戸を中心としてその近郊にも数多くの富士講が結成されました。

「2 木造食行身祿坐像及び市ノ坪の富士講関係資料」は、食行身祿の坐像と一緒に所蔵されている古文書になります。古文書には、この像の製作年代や市ノ坪をはじめとする近隣の村々の行者名が列記されており、橘樹郡や周辺のかかなり広い範囲に信仰が広がっていたことも読み取れる、こういったものが含まれております。

「3 評価」でございますが、市ノ坪の身祿坐像とそれに関連する文書は、身祿坐像の年代と製作を依頼した人々が明らかであることなど、江戸時代後期の川崎市域の富士信仰の様相を物語る一級の資料であると学術的に評価されております。

2ページを御覧ください。2ページには、木造食行身祿坐像と古文書のうち食行身祿造像記の写真を掲載してございます。

なお、このほかに、次の3ページには、提出をされました指定申請書の写し。そして4ページの参考資料の4は、学識者により文化財的価値について評価をいただいた指定調書載せております。

10ページ、飛びまして、参考資料の5、こちらは関係条例・規則を載せております。また、12ページの参考資料6は、これまで指定されている重要郷土資料の一覧を添付しておりますので、併せて御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第35号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 1 1 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の会議は終了といたします。

(14時38分 閉会)